

# 訪問看護重要事項説明書

りっか訪問看護ステーション

## 訪問看護サービス重要事項説明書

訪問看護サービスのご利用について契約を結ぶ前に知っておいて頂きたい内容をご説明します。不明な点があれば遠慮なくお尋ねください。

### 1. 訪問看護事業者の概要

法人名称	株式会社OETC
代表者	代表取締役 森下一平 指原麻子
所在地	住所：兵庫県神戸市西区北別府3丁目1-4 シャルマンフジ学園都市101 電話：078-964-6835 FAX：078-964-6836
設立年月日	2024年2月13日

### 2. 事業所の概要

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	りっか訪問看護ステーション
管理者	森下一平
所在地	住所：兵庫県神戸市西区北別府3丁目1-4 シャルマンフジ学園都市101 電話：078-964-6835 FAX：078-964-6836
サービスの内容	訪問看護
介護保険事業所番号	2865290668
指定年月日	2024年5月1日

#### (2) 事業の目的と運営方針

事業の目的	各種医療制度の関係法令に従い、医師の指示のもとに利用者様の病状と心身の状態を踏まえて利用者様らしく快適な在宅療養ができるように支援します。
運営の方針	事業の実施にあたり、関係市町村、関連する保険・医療・福祉サービスとの連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

#### (3) 事業所職員体制

職種	人員	常勤換算	備考
看護師	(常勤2名)(非常勤2名)	2.5名	管理業務を行うものを含む
准看護師	(常勤0名)(非常勤0名)	0名	訪問看護を担当
事務担当職員	(常勤0名)(非常勤0名)	0名	請求業務

#### (4) サービス提供時間

営業日	月曜日～土曜日(年末年始除く)
営業時間	9～17時

### 3. サービスの内容

利用者の方に対して、次のサービスを指定の時間帯に応じて提供します。

サービスの種類	サービス内容
健康チェック	体温・脈拍・呼吸・血圧等の測定
医師の指示による医療的処置の実施	病状・障害の観察、清拭・洗髪等による清潔の保持、食事および排泄等日常生活の世話、床ずれの予防・処置、リハビリテーション、ターミナルケア、認知症患者の看護、療養生活や介護方法の指導、カテーテル等の管理、その他医師の指示による医療処置
身の回りの介護方法についての指導と援助	食事の援助 排泄の援助 入浴の援助 清拭・洗髪等身体の清潔に関する援助 その他介護指導など
リハビリテーションの実施と相談	座位・立位・歩行練習 SST、心理教室など
かかりつけの医師、医療機関への連絡調整	病状に関して主治医との連携を密にします

### 4. 利用料金について

- 1) 医療保険で訪問看護を提供した場合、医療保険各法に基づく本人負担分を徴収します。
- 2) 訪問看護加算
  - ・夜間（18：00～22：00）早朝（6：00～8：00）深夜（22：00～6：00）の訪問
  - ・複数名訪問
  - ・上記、その他の加算については必要時算定させていただきます。
- 3) キャンセル料は不要です（悪質と判断した場合は徴収する場合がございます）
- 4) 利用料金は指定口座から引き落とし及び現金徴収となります。

### 5. サービス利用にあたって

- 1) サービスの利用開始

電話等で直接申し込まれるか、相談員や主治医にご相談下さい。サービスを利用するには、医師の訪問看護指示書が必要となります。医師の指示に従って看護計画を立案し、計画に沿ったサービスを提供致します。
- 2) サービス利用回数

原則として、1日1回とし、週3回まで保険適応となっています（主治医からの特別な指示は、この限りではありません）1回の訪問時間は30～40分が目安です。
- 3) サービスの終了
  - ① 利用者はサービスを解約することができます。この場合は、1週間前までに申し出てください。
  - ② 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合はサービスを中止させていただく場合があります。
  - ③ 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
    - ・利用者が長期にわたり医療機関または介護施設に入院した場合
    - ・利用者が死亡した場合
- 4) サービス提供の記録について

5年以上の期間を定めて保管し、記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付が本人及び家族に限り、可能です。

5) 重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合

利用者にその内容書類を発行し、口頭もしくは郵送で通知します。変更内容に異議申し出が、あれば問い合わせください。

6. 秘密の保持について

事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。

7. 個人情報の保護について

事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を共有するために用います。

8. 緊急時の対応

訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

主治医	医療機関名： 主治医氏名： 連絡先：
緊急時	希望医療機関：
ご家族	氏名（続柄）： 連絡先：

9. 損害賠償

- 1) 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 2) 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。
- 3) 事業所は、損害賠償保険に加入しています。訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損保 保 険 名：賠償責任保険 保障の概要：サービス利用中の事故に対し損害保険適用致します
---

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者 指原麻子
- 2) 虐待解決体制を整備しています
- 3) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

### 1 1. 苦情・相談窓口

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

#### ① 当社相談・苦情担当

担当者：森下一平

#### ② 相談・問い合わせ先

・利用者様相談窓口

時間：9：00～17：00 月曜日～土曜日（年末年始は除く）

電話：078-964-6835 FAX：078-964-6836

・神戸市保健福祉局介護指導課

平日：8：45～12：00 13：00～17：30

電話：078-322-6326

・兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

平日：8：45～17：15

電話：078-332-5617

### 1 2. この重要事項を説明した年月日

説明日 年 月 日

なお、この重要事項説明書に変更が生じた場合は、利用者にもその内容を文書にて通知し、口頭にて説明いたします。居宅サービスの提供開始にあたり、本重要事項説明書に基づく重要な事項を利用者に対して説明しました。

#### <事業者>

所在地：神戸市西区北別府3丁目1-4 シャルマンフジ学園101

名称：りっか訪問看護ステーション

代表者：管理者 森下一平

説明者氏名：

私は、本書面より、事業者から重要な事項の説明を受けました。

年 月 日

住所：

氏名：

代理人（続柄）

住 所：

氏 名：